

# お知らせ

日本銀行代理店の廃止・集約に伴い、当局供託所（千葉地方法務局市川支局）において取り扱う **供託金、供託振替国債** の納付先が下記のとおり変更になります。

## 記

### 1 取扱店

(1) 変更前 日本銀行船橋代理店（千葉銀行船橋支店）

(2) 変更後

### **日本銀行千葉代理店（千葉銀行本店営業部）**

（〒260-0026 千葉県千葉市中央区千葉港1-2）

### 2 変更日

**令和6年9月2日（木）から**

### 3 対象となる手続

(1) 供託金の納入、振り込み方式による供託金の納入、供託有価証券の受入れ、供託振替国債の受入れ（なお、ゆうちょ銀行等のATMを利用した「電子納付」は、従来どおりご利用いただけます。）

(2) 小切手による払渡し、供託有価証券の払渡し、供託振替国債の払渡し

### 4 日本銀行千葉代理店（千葉銀行本店営業部）及び日本銀行本店の御案内

(1) 日本銀行千葉代理店（千葉銀行本店営業部） (2) 日本銀行本店



なお、ご不明な点は、市川支局（TEL047-339-7701）又は千葉地方法務局供託課（TEL043-302-1318）までお問い合わせください。